

令和4年	与論町農業委員会 会議録 第4号					
召集年月日	令和4年4月19日(火) 午後 3時00分					
召集場所	与論町役場新庁舎1階(多目的ホール)					
開会及び 閉会時間	開会	午後	4時00分	議長	原田 新一郎	
	閉会	午後	5時00分	代理		
出席及び 欠席委員 凡例 出席○ 欠席× 公務欠○	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	原田 新一郎	○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一	○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富	○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信	×	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男	○			
会議録署名委員	6番	白尾 憲雄		7番	長尾 さとみ	
職務上の 議場出席者	局長	山下 秀光	補佐	山下 高明	主査 主事	川田 美智瑠 林 幹大
要請による 議場出席者						
議 事 項 目	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(8件)				
	議案第13号	あっせん申出に関する件(3件)				
	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(2件)				
	議案第15号	非農地証明に関する件(1件)				
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
その他の 項目						

議長	只今から令和4年4月19日定例総会を開会いたします。出席委員は
	9名中8名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。そ
	れでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名
	委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長	それでは議事録署名委員を6番の白尾委員と7番の長尾委員にお願いし
	ます。なお、本日の会議書記には事務局職員の川田氏を指名いたします。
	それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読
	並びに説明をお願いします。
事務局(山下)	農地法第3条の規定による許可申請が8件、あっせん申出に関する件
	3件、農地法第5条の規定による許可申請に関する件が2件、非農地証明
	に関する件が1件以上になります。
議長	会務報告が終わりました。次に議案第12号「農地法3条の規定による
	許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	それでは説明いたします。1番は与論町朝戸Aさんから与論町朝戸Bさんへ
	与論町朝戸790番1, 畑1, 163㎡、他1筆合計1, 570㎡を親戚間の贈与となりま
	す。2番は与論町朝戸Cさんから与論町朝戸Dさんへ与論町朝戸529番3畑
	1, 880㎡他8筆合計12, 157㎡を親から子への贈与となります。3番は与論町
	茶花Eさんから与論町茶花Fさんへ与論町茶花553番3畑、465㎡他4筆合計
	6, 339㎡を親から子への贈与となります。4番は与論町朝戸Gさんから与論
	町朝戸Hさんへ与論町朝戸52番2畑、2, 963㎡他9筆合計11, 135㎡を親か
	ら子への贈与となります。5番は与論町立長Iさんから与論町茶花Jさん
	へ与論町立長2870番1畑、1, 319㎡をあっせん事業による売買で対価と
	して197万8千5百円です。6番は与論町古里Kさんから与論町古里Lさん
	へ与論町古里1158番畑、229㎡他1筆合計1, 241㎡をあっせん事業による
	売買で対価として150万円です。7番は東京都日野市Mさんから与論町
	那間Nさんへ与論町那間1352番1畑、2, 058㎡をあっせん事業による売買
	で対価として308万7千円です。8番は与論町麦屋Oさんから与論町麦屋
	Pさんへ与論町麦屋16番2畑、188㎡他10筆合計9, 448㎡を親戚間の贈与
	となります。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。関連して担当地区の委員は調査結果の報告をお

	願います。
白尾委員	1番の譲受人には4月15日昼の12時40分に確認しました。譲受人には4月18日午後4時頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。
遠山委員	2番の譲渡人、譲受人ともに4月17日昼12時頃に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	3番の譲渡人、譲受人ともに4月16日夕方6時30分頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。
遠山委員	4番の譲渡人、譲受人ともに4月17日昼の12時頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	5番は4月11日午前10時から譲渡人、譲受人とあっせん委員、事務局にて立会を行い、197万8千5百円で売買すると確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	6番は4月11日午前10時に譲渡人、譲受人とあっせん委員、事務局にて立会を行い、150万円で売買すると確認しました。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	7番は4月7日午前10時に譲渡人の代理人、譲受人とあっせん委員、事務局にて立会を行い、308万7千円で売買すると確認しました。また譲渡人の代理人が本申請地の隣接の土地の所有者であり、隣接の土地との境界を確認したいとの申し出があり、簡易的な測量でだいたいの位置を確認しました。承認をお願いします。
事務局(川田)	8番の譲受人、譲渡人ともに4月16日に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
議長	意見等ありますでしょうか。 (意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請書について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	議案第12号は承認いたします。次に議案第13号「あっせん申出に関する件について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	1件目は与論町古里〇〇さんより与論町古里820番2畑、2,399㎡の申出が出ております。2件目は与論町朝戸〇〇さんより与論町朝戸2346番2畑

	539㎡の申出がでておりますあっせん委員の決定をお願いします。
議長	1件目は山本委員、林委員、保委員、内委員をお願いします。
	2件目は原田委員、川畑委員、遠山委員、松村委員をお願いします。
	意見等ございませんか。
	(異議なし)
議長	それでは承認いたします。次に議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	1件目は宮崎県都城市〇〇さんから沖縄県那覇市〇〇さんへ与論町茶花15073番1畑、711㎡を駐車場への転用申請となります。農地区分として役場から300m以内の距離に位置することから第3種農地に該当します原則許可となるかと思われます。2件目は与論町立長〇〇さんから与論町立長〇〇さんへ与論町立長120番2畑、1,077㎡のうち68㎡を通路として使用するための申請となります。こちらは申請地付近に住宅を建設するため融資を受ける際の地役権の設定を目的としているものです。農地区分としては船舶の発着所から500m以内の距離に位置することから第2種農地に該当しますので、許可の見込みであるかと思われます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました質問等ございませんか。
	それでは採決いたします。議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
	議案14号は承認いたします。次に議案第15号「非農地証明に関する件」議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(林)	与論町立長〇〇さんより与論町茶花960番1田、1,485㎡の非農地願いが出ております。こちらは昭和58年頃より車置き場になっておりますが非農地の方針としましては、雑種地、原野化した農地について非農地として証明を出すのが、基本であり今回の申請は追認での転用申請を促すのがいいのではないかと思われます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。

	それでは採決いたします。議案第15号「非農地証明に関する件」は
	非農地証明の発行ではなく転用申請を出してもらおう方針でよろしいで
	しょうか。
	(異議なし)
議長	その他ございませんか。
	(なし)
議長	それでは4月定例会は閉会いたします。
	議事録署名委員      6番 白尾 憲 雄
	7番 長尾 さとみ